

差し押さえに関する滞納者の
保護規定の主張を



「超過差し押さえ」や「無益な差し押さえ」は禁止されています（**国税徴収法48条**）。差し押財産の選択は「生計や事業に与える影響が少ないことを考慮」しなければなりません

（**国税徴収法基本通達47-17**）